

エイズ・性感染症対策

1 啓発普及事業

- ・思春期相談事業（思春期相談センターPRINK）
- ・福祉保健所の出前講座の実施
- ・12月1日の世界エイズデーの時期のイベントの開催（学園祭、市町村の納涼祭、じんけんふれあいフェスタ等）
- ・世界エイズデーの時期には、テレビ・ラジオでのスポットCM、新聞広告（人権啓発センターと連携して実施）
- ・啓発グッズとしてウェットティッシュを作成
- ・四国4県連携事業として、MSMの方を対象とした個別施策層への予防対策事業
→当事者グループ、行政、医療機関のスタッフとでの意見交換会及び研修会の開催
啓発チラシ及びコンドームの作成・配布、アンケート調査の実施

2 相談・検査体制

- ・全福祉保健所による相談、HIV抗体検査（即日検査・夜間検査を含む）、クラミジア抗体検査の実施
- ・6月のHIV検査普及週間及び12月の「世界エイズデー」前後の月～金曜日の間、通常の時間内の検査に加え、夜間検査を実施。
- ・高知県エイズ派遣カウンセラー事業
※平成24年度から毎年度、カウンセラーの登録の更新作業を実施。
- ・平成26年度高知県HIV検査相談研修会を開催（平成26年10月9日～10日の2日間）

3 医療体制の整備

(1) 平成26年度高知県エイズ治療拠点病院連絡会の開催

■日時：平成26年11月11日（金）18：30～20：30

■場所：高知県庁

■参加者：高知県内のエイズ拠点病院（医師、看護師、薬剤師、ソーシャルワーカー等）、高知市保健所、県福祉保健所、健康対策課

■内容：HIV診療連携体制強化推進事業（歯科等）、針刺し後のHIV感染防止体制整備事業等

■意見等

ア HIV診療連携体制強化推進事業（歯科等）について

- ・県内13のHIV診療に協力していただく歯科診療所を確保し、その歯科協力医療機関に対して、HIV感染症診療において必要とされる基本的、専門的な知識又は技術を習得してもらうために9月28日に研修会を開催。
- ・診療の方法等の診療連携の流れについては、マニュアルを現在、高知大学で作成中。
- ・来年度は引き続き、歯科診療のネットワークの構築を広げ、歯科診療と同様な形式で透析、ホスピスの診療連携体制の構築を行う予定。

イ 針刺しの後HIV感染防止体制整備事業について

- ・現要綱では、針刺し事故を起こした医療機関が使用した予防薬を補充することとしているが、補充方法が困難であることから、今後、実施要領を改正す

ることについて、別紙の内容について承認を得る。

- ・拠点病院以外の医療機関への予防薬の整備について今後検討が必要である。
- ・拠点病院では、30分から1時間以内に検査結果が分かる体制は整備できている。
- ・高知県版のHIV感染防止のための予防服用マニュアルの案を作成し、各拠点病院から意見をいただき、現在、最終案を作成中。

(2) HIV診療連携体制強化推進事業（歯科等）の推進
資料2を参照

(3) 平成26年度HIV・AIDS在宅医療介護環境整備事業

- ・実地研修事業は、こうち看護協会訪問看護ステーションの看護師2名を実地研修施設である高知大学医学部附属病院へ派遣。（1/6～2/4の間の10日間）
- ・支援チーム派遣事業は、昨年度と同様、高知大学医学部附属病院に設置。
- ・HIV医療講習会を医師会（2/28）、歯科医師会(1/18,2/8)がそれぞれ開催。

(新)

高知県針刺し後のH I V感染防止体制整備事業実施要領

- 第1 目的
この要領は、エイズ診療等を行う高知県内の医療機関、保健所及び救急隊員等(以下、「医療機関」という。)において、エイズ診療等により針刺し事故が生じた場合に、感染予防のために予防薬を服用できる体制を確立し、針刺し事故後のH I V感染防止に資することを目的とする。
- 第2 事業の実施
県は、「医療事故後のH I V感染防止のための予防服用マニュアル」(国立国際医療センター病院エイズ治療・研究開発センター、2007年7月改訂版)(以下、「医療事故後のH I V感染防止マニュアル」という。))により、予防薬の配置体制の整備を行うものとする。

- 第3 事業の内容
県はエイズ診療等で針刺し事故が生じた場合に、感染予防のための予防薬が迅速に服用できる体制を整備する。
- 1 予防薬の配置及び提供
(1) 予防薬は、原則として県内のエイズ治療拠点病院(以下、「拠点病院」という。)に配置するものとする。
(2) 事故により予防薬を必要とする医療機関は、当該職員を拠点病院に搬送し、拠点病院において予防薬の処方を受けるものとする。
- 2 経費の負担
(1) 開設者が独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人である拠点病院については、当該開設者が予防薬を配置し、その経費を負担するものとする。
(2) 開設者が独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人以外の拠点病院については、県が各拠点病院に予防薬を配置するものとし、県は、予算の範囲内で予防薬の購入費を負担するものとするが、原則として使用期限が到来し、更新を行う予防薬についての

- 3 予防薬の種類及び数量
(1) 予防薬は、原則として「医療事故後のH I V感染防止マニュアル」にある薬剤、又は、それと同様の効果が認められるものとする。
(2) 拠点病院は、予防薬の配置が効率的に行われるよう、購入に際し使用期限等に注意するとともに、使用期限が過ぎた予防薬については、順次更新を行うものとする。

- 第4 その他
1 拠点病院は、「医療事故後のH I V感染防止マニュアル」に沿った取扱いが行えるよう、拠点病院内での責任者を決め、連絡体制等の整備を行うものとし、別紙様式により毎年度当初(4月末日まで)に県に報告するものとする。
2 県は、拠点病院とそれ以外の医療機関等との連絡体制を県内の医療機関等に周知するものとする。

附則
この要領は、平成11年1月25日から施行する。
この要領は、平成16年7月26日から施行する。

(旧)

高知県針刺し後のH I V感染防止体制整備事業実施要領

- 第1 目的
この要領は、エイズ診療等を行う高知県内の医療機関、保健所及び救急隊員等(以下、「医療機関」という。))において、エイズ診療等により針刺し事故が生じた場合に、感染予防のために予防薬を服用できる体制を確立し、針刺し事故後のH I V感染防止に資することを目的とする。
- 第2 事業の実施
県は、「医療事故後のH I V感染防止のための予防服用マニュアル」(国立国際医療センター病院エイズ治療・研究開発センター、2007年7月改訂版)(以下、「医療事故後のH I V感染防止マニュアル」という。))により、予防薬の配置体制の整備を行うものとする。

- 第3 事業の内容
県はエイズ診療等で針刺し事故が生じた場合に、感染予防のための予防薬が迅速に服用できる体制を整備する。
- 1 予防薬の配置及び提供
(1) 予防薬は、原則として県内のエイズ治療拠点病院(以下、「拠点病院」という。)に配置するものとする。
(2) 事故により予防薬を必要とする医療機関等は、当該職員を拠点病院に搬送し、拠点病院において予防薬の処方を受けるものとする。
- 2 経費の負担
(1) 開設者が独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人である拠点病院については、当該開設者が予防薬を配置し、その経費を負担するものとする。
(2) 開設者が独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人以外の拠点病院については、県が各拠点病院に予防薬を配置するものとし、県は、予算の範囲内で予防薬の購入費を負担するものとするが、原則として使用期限が到来し、更新を行う予防薬についての

みとする。
(3) 針刺し事故等により予防薬を使用した場合、事故を起こした医療機関等は、速やかに拠点病院の予防薬を補充するものとする。その場合の予防薬の購入費は、事故を起こした医療機関等が負担するものとする。

- 3 予防薬の種類及び数量
(1) 予防薬は、原則として「医療事故後のH I V感染防止マニュアル」にある薬剤、又は、それと同様の効果が認められるものとする。
(2) 拠点病院は、予防薬の配置が効率的に行われるよう、購入に際し使用期限等に注意するとともに、使用期限が過ぎた予防薬については、順次更新を行うものとする。

- 第4 その他
1 拠点病院は、「医療事故後のH I V感染防止マニュアル」に沿った取扱いが行えるよう、拠点病院内での責任者を決め、連絡体制等の整備を行うものとし、別紙様式により毎年度当初(4月末日まで)に県に報告するものとする。
2 県は、拠点病院とそれ以外の医療機関等との連絡体制を県内の医療機関等に周知するものとする。

附則
この要領は、平成11年1月25日から施行する。
この要領は、平成16年7月26日から施行する。

この要領は、平成17年8月2日から施行する。
この要領は、平成21年1月26日から施行する。
この要領は、平成23年6月1日から施行する。
この要領は、平成26年 月 日から施行する。

この要領は、平成17年8月2日から施行する。
この要領は、平成21年1月26日から施行する。
この要領は、平成23年6月1日から施行する。



平成 26 年度高知県 HIV 検査相談研修会



- 1 日程：平成 26 年 10 月 9 日（木）～10（金）
（1 日目：13：00～17：15 2 日目：9：00～16：00）
- 2 会場：1 日目：高知県保健衛生総合庁舎 5 階 大会議室（高知市丸ノ内 2 丁目 4-1）
2 日目：勤労センター 5 階 会議室（高知市本町 4-1-32）
- 3 対象者：HIV 検査相談業務に携わっている者及び今後携わる可能性のある者
（福祉保健所・高知市保健所職員、エイズ治療拠点病院職員、高知県エイズカウンセラー等）
- 4 研修の目的：エイズに関する相談・指導に従事する担当者等を対象に、HIV 感染者等からの相談に応じるための知識と技術の向上を図り、HIV の相談対応ができる人材を育成する。
- 5 研修内容：HIV 検査及び相談に必要なカウンセリングの講義及びロールプレイを交えて実践的な研修を行う。

【1 日目】 10 月 9 日（木） 13：00～17：15

時間	内容	講師
13:00～13:15	高知県の HIV・エイズの現状と課題	高知県健康政策部健康対策課 主査 永森 静香
13:15～13:45	HIV 感染症の基礎知識	高知大学医学部附属病院 HIV 専従看護師 中村 美保
13:45～14:25	HIV 感染症との付き合い方	HIV 感染症の患者さん 高知大学医学部附属病院 HIV 専従看護師 中村 美保
14:25～14:35	休憩	
14:35～15:15	HIV 感染症患者に対する歯科治療の現状と課題	高知大学医学部歯科口腔外科学講座 教授 山本 哲也
15:15～15:35	HIV 検査の基礎知識	慶応義塾大学医学部感染制御センター 講師 矢永 由里子
15:35～15:45	休憩	
15:45～17:15	グループワーク① (ロールプレイ等)	慶応義塾大学医学部感染制御センター 講師 矢永由里子 滋賀県派遣カウンセラー 平塚 信子 エイズ治療中核拠点病院相談員 光畑 知佐子

【2 日目】 10 月 10 日（金） 9：00～16：00

時間	内容	講師
9:00～10:00	HIV 検査と治療	高知大学医学部附属病院 総合診療部 准教授 武内 世生
10:00～10:10	休憩	
10:10～12:00	グループワーク② (ロールプレイ等)	慶応義塾大学医学部感染制御センター 講師 矢永 由里子 滋賀県派遣カウンセラー 平塚 信子 エイズ治療中核拠点病院相談員 光畑 知佐子
12:00～13:00	昼休み	
13:00～13:30	セクシャリティについて	慶応義塾大学医学部感染制御センター 講師 矢永 由里子
13:30～15:20	グループワーク③ (ロールプレイ等)	慶応義塾大学医学部感染制御センター 講師 矢永 由里子 滋賀県派遣カウンセラー 平塚 信子 エイズ治療中核拠点病院相談員 光畑 知佐子
15:20～15:30	休憩	
15:30～16:00	まとめ	慶応義塾大学医学部感染制御センター 講師 矢永 由里子 滋賀県派遣カウンセラー 平塚 信子 エイズ治療中核拠点病院相談員 光畑 知佐子